

平成20年12月27日  
＜問い合わせ先＞  
航空局監理部航空事業課  
TEL:03-5253-8706  
(内線48526)

## 航空法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する パブリックコメントの募集について

国土交通省では、別紙のとおり、航空法施行規則の一部改正を検討しております。このため、広く国民の皆様から本改正案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。

### ＜募集要領＞

#### ○意見募集対象

「航空法施行規則の一部を改正する省令」(別紙参照)

#### ○意見送付方法

住所・氏名・職業(会社名又は所属団体名)及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付願います。

1. 電子メールの場合(テキスト形式でお願い致します。)

電子メールアドレス:g\_CAB\_KNR\_KJK@mlit.go.jp

国土交通省航空局監理部航空事業課あて

2. 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省航空局監理部航空事業課あて

3. FAXの場合

FAX番号:03-5253-1627

国土交通省航空局監理部航空事業課あて

#### ○意見募集期間

平成20年12月27日(土)から平成21年1月25日(日)まで(必着)

#### ○注意事項

※ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見は対応致しかねますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。

※記述内容については現時点での案であり、今後変更があり得ます。

※頂いたご意見の内容については、住所・氏名・所属・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。

※頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。